

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年8月20日

独立行政法人農畜産業振興機構

契約事務責任者 総括理事 渡辺 裕一郎

1 入札に付する事項

(1) 件名

加工原料乳生産者経営安定対策事業生産者積立金管理システム（ホクレン版）の改修等委託業務

(2) 業務内容

仕様書のとおり（入札説明書に付属）

(3) 履行期間

契約締結日から令和3年10月15日（金）

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 競争参加資格審査等事務取扱要領（平成15年10月1日付15農畜機152号-4）第6条及び第7条に該当しない者であること。

※「競争参加者資格審査等事務取扱要領」（抜粋）

（有資格者とししない者）

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に該当する者を有資格者とししないものとする。

（有資格者とししないことができる者）

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年間有資格者とししないことができるものとする。これを代理人・支配人として使用するものについても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得

得るために連合した者

- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の仕事の執行を妨げた者
- (5) 正当な事由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (7) 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であって納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者
- (8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者
- (9) その他有資格者と認められない相当な事由がある者

2 前項の規定にかかわらず、契約に係る指名停止等の措置基準（平成23年8月25日付け23農畜機第2236号）の定めるところにより、有資格者を一定期間機構

- (2) 入札時において、令和1, 2, 3年度全省庁統一資格における役務等の「情報処理」及び「ソフトウェア開発」又は令和1, 2, 3年度独立行政法人農畜産業振興機構競争参加資格における役務等の「情報処理」及び「ソフトウェア開発」の双方に登録された者であって、いずれもC以上に格付けされた者であること。
- (3) 4に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
- (4) 仕様書に示す内容を理解できること（入札説明資料受領後、入札日の前日までに、システムの設計書等の閲覧を希望する者は定められた手続きを行うことにより閲覧を許可する。ただし、説明は行わない）。
- (5) 本業務に係る機密情報は、全て日本国内で取扱うものとし、海外のデータセンター等設備を利用しないこと。
- (6) 情報セキュリティ実施基準である「ISO/IEC27001」の認証又はプライバシーマークを取得した者であること。
- (7) 契約候補者として特定された場合、契約時に機密保持契約を締結できる者であること。

3 問い合わせ先

東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル北館1階

独立行政法人農畜産業振興機構 酪農乳業部 生乳課

担当：和田、佐藤

電話番号 03（3583）2706

メールアドレス ayako.wada(アットマーク)alic.go.jp

akifumi.sato(アットマーク)alic.go.jp

(アットマークは@に置き換える。)

注1：スパムメール対策のため()は「@」に置き換え送信する。

注2：メールは上記アドレスの全員に送信すること。

注3：メールの件名に「加工原料乳生産者経営安定対策事業生産者
積立金管理システム(ホクレン版)の改修等委託業務に関する
質問」と記載すること。

注4：メッセージの最後に、社名、連絡先、質問者名を明記すること。

4 入札説明書の交付

入札説明書(入札公告、入札心得、仕様書、委託契約書(案)、
機密保持契約書(案)及び各通知書の様式を含む。)を以下のとおり
交付する。

なお、本入札に係る説明会は実施しないものとする。

(1) 期間

令和3年8月20日(金)から令和3年9月3日(金)

ただし、土日祝日を除く10時から17時の間(正午から13
時の間を除く。)とする。

(2) 交付方法

交付を希望する者は、3の担当者にメールにて連絡すること。

入札説明書は原則メールで送付するが、郵送での交付を希望す
る場合、「郵送希望」と3の担当者に伝えること。

(注) 本件の対面による資料交付は行わない。

5 入札書の提出期限等

(1) 提出期限

令和3年9月6日(月) 11時00分必着

(2) 提出場所

上記3に同じ

(3) 提出方法

- ① 本公告の入札に参加を希望する者は、入札書を(1)の提出
期限までに郵便又は信書便(以下「郵便等」という。)により提
出すること。郵便等するに当たっては、事前に上記3の担当者

宛てに必ず電話連絡し、書留など記録の残る方法により提出すること。

- ② 入札書を封かんした封印用封筒のうち、初度入札の入札書在中の封筒には「1回」と、再度入札の入札書在中の封筒には「2回」とそれぞれ記載し、それらをまとめ、別の封筒に封入すること。
- ③ 入札の公平性、透明性を確保するため、入札書については密封の上、上記3の担当者宛てに郵送等により提出すること。

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、入札書の持参による提出は受け付けないものとする。

6 独立行政法人の契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとし、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いするものである。

なお、案件への応札又は契約の締結をもって同意されたものとみなすことについて、ご了解願いたい。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名

称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
 - ② 当機構との間の取引高
 - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 - ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当方に提供していただく情報
- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
 - ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高
- (4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内

7 その他

- (1) 入札及び手続き等に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争の参加に必要な資格のない者の入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加希望する者は、入札説明書に記載された業務を実施できることが可能であると認められる書類として下記について令和3年9月3日(金)17時00分までに提出しなければならない。
 - ① 情報セキュリティ実施基準である「ISO/IEC27001」の認証又はプライバシーマークを有していることを確認できる資料。

- ② 本仕様書の11の(3)から(6)までに定める資料。
- ③ 会社概要等
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
 - ① 本公告に示した業務を実施できると契約事務責任者が判断した資料を提出した入札者であって独立行政法人農畜産業振興機構事務細則(平成15年10月1日付け15農畜機第152号-2)第13条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - ② ただし、契約事務細則第13条第2項の規定に基づき予め設定した基準価格を下回った入札を行った者は、必ずしも落札者とはならない場合があり、入札結果を留保する。
 - ③ 落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定次第、結果を落札者及び最低価格入札者(最低価格入札者と落札者が異なった場合のみ)に通知し、他の応札者にはその旨を知らせる。
- (7) 入札に参加したか否かにかかわらず、機構から交付を受けた入札説明書は、6の開札後、1週間以内に上記7の担当者あて返却するものとする。
- (8) 本公告に記載なき事項については4の入札説明書の定めによるものとする。